

農地中間管理事業評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条及び公益財団法人高知県農業公社（以下「この法人」という）定款第55条にもとづき農地中間管理事業にかかる評価委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人が行う農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見をとりまとめ、この法人の代表者に提出することが出来る。

(委員)

第3条 委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、理事会が選任し、知事の認可を受けてこの法人の代表者が任命する。

2 委員は、3人とする。

3 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、最初に選任された委員の任期は平成28年6月30日までとする。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとし、議事録には、出席した委員全員が記名押印するものとする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、以下のとおりとする。

- (1) 委員会出席1回あたり報酬は9,000円とし、職務執行に伴う旅費(駐車料金、宿泊費を含む)は実費を弁償することとし、いずれも予算の範囲内とする。
- (2) 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除のうえ支給する。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、この法人の代表者が別に定める。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。